

## 第10章

# 計画の周知、推進体制及び進行管理・評価

- 1 計画の周知と情報公開
- 2 計画の推進体制と役割
- 3 進行管理、計画の評価、見直し

# 第10章

## 計画の周知、推進体制及び進行管理・評価

### 1 計画の周知と情報公開

#### (1) 周知

計画書や概要版を作成し、県民や医療関係者等に配布することにより周知を図ります。

また、ホームページや県政出前講座等の各種広報手段を活用し、県民、市町村、医療関係者などに対し、本計画の取組等について積極的に情報提供し、本計画の理解と推進に向けた協力の確保に努めます。

#### (2) 情報公開

保健・医療・福祉それぞれに関係する会議の場などで、県の保健・医療・福祉に関する取組等の情報について県民等へ積極的に提供します。

この計画の数値目標の進捗状況の確認・評価結果について、保健福祉協議会等の会議やホームページなどを通じて積極的に公開します。

### 2 計画の推進体制と役割

#### (1) 計画の推進体制

医療関係者や市町村、保険者等、保健医療に関わる機関等と以下の役割分担を踏まえながら、栃木県保健福祉協議会、広域健康福祉センター協議会等を活用するなどして計画推進に関する意見聴取を行い、計画の着実な実現を目指します。

また、栃木県医療費適正化計画、栃木県高齢者支援計画(はつらつプラン21)、とちぎ健康21プラン等の関係する諸計画との連携の下、この計画の着実な推進を図ります。

#### (2) 関係者の役割分担

##### ① 県

県全体の保健・医療・福祉の連携を強化し、他の計画と調和・連携を図りながら、この計画に記載された取組を推進します。

安全で質が高く、効率的な医療が提供できるよう、計画に定めた医療連携体制を実現するために必要な施策の企画立案及び実行に努め、この計画の着実な推進を図ります。

## ② 保健所(広域健康福祉センター及び宇都宮市保健所)

広域健康福祉センターは、管内における各市町等と連携を深め、高度専門的な業務を担うとともに、特に、地域の医療機関相互及び医療機関と介護サービス事業者等との連携を促進するなど、5疾病5事業及び在宅医療の医療連携体制の構築及びその推進を図るための積極的な役割を果たします。

地域の保健・医療・福祉に係る情報収集及び分析を進めるとともに、その積極的な情報提供に努めます。また、地域における健康危機管理の拠点として、平常時からその発生に備えます。

宇都宮市保健所については、県と連携・協力しながら、中核市の設置する保健所としての役割を担っていくことが期待されます。

## ③ 市町村

住民に身近な保健福祉サービスの実施主体として、地域住民への保健・医療・福祉に関する情報提供や各種保健事業を実施するとともに、国民健康保険の保険者として、被保険者に対する特定健康診査、特定保健指導の着実な実施が求められます。

## ④ 保険者

健康保険組合などの医療保険者については、特定健康診査、特定保健指導を行うなど、被保険者の健康増進を図ることが期待されるほか、組合員の適切な受療行動を促進することが期待されます。

## ⑤ 医療機関・医療関係者

この計画の達成に資するため、5疾病5事業及び在宅医療の医療連携体制を構築すること、さらには、救急医療などの地域における医療の提供に関し必要な支援を行うことが期待されます。

## ⑥ 事業主・企業

労働安全衛生法に定められた定期健康診断、さらにはメンタルヘルス対策等の労働者の健康確保に関する措置の確実な実施が求められます。

また、所定外労働の削減など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備が望まれます。

## ⑦ 県民

限られた医療資源の有効な活用を図るため適切な受療行動が望まれます。

本計画に掲げられた理念や趣旨の理解と、地域における保健・医療・福祉サービスの円滑な推進を担う主体の一員としての自主的な行動が求められます。

### 3 進行管理、計画の評価、見直し

計画・立案(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクルにより、医療機関や介護保険関係者などの関係する者で構成する栃木県保健福祉協議会などを活用しながら、目標として掲げられた値の進捗状況等を毎年確認、評価し、その結果をホームページで公表するとともに、厚生労働大臣に報告します。

また、5年間の達成度について調査、分析、評価を行い、次期の計画に反映させていきます。

なお、目標項目、目標値については、既存の有識者会議等を活用し、専門家の意見を聴取しながら必要に応じて見直しを行うなど、弾力的に対応していきます。

5疾病5事業及び在宅医療について、それぞれの医療機能別に具体的に医療機関名を別冊に記載し、その一覧については県のホームページで公表する他、健康福祉センター等で閲覧するなどして周知を図ることとしていますが、記載した医療機関名については変動が見込まれることから、必要に応じて見直すこととします。

#### 本計画におけるPDCAサイクル

